

届出事項等の異動届

令和 年 月 日

総務大臣
宛
秋田県選挙管理委員会

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

異動事項	内 容			異動年月日
(ふりがな) 政治団体の 名称	新	ふりがな		. .
	旧			
主たる事務所の 所在地	新	(〒 -) (電話 - -)		. .
	旧			
区分	氏名(ふりがな)	住 所	「新」の生年月日	異動年月日
代 表 者	新	ふりがな (〒 -) (電話 - -)
	旧			
会計責任者	新	ふりがな (〒 -) (電話 - -)
	旧			
会計責任者の 職務代行者	新	ふりがな (〒 -) (電話 - -)
	旧			
そ の 他				. .

供 覧	委員長	書記長	副書記長	書 記	月 日

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 異動の日から7日以内に届け出ること。
- 3 代表者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 異動のあった新・旧項目のみ記載し、異動がない欄は斜線を引くこと。
- 5 「その他」の欄には、①主たる活動区域、②支部の有無、③規約、④課税上の優遇措置の適用関係の有無等に異動があった場合に、その旨を記載し、関係書類を添付すること。
- 6 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 7 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 8 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあっては、開催計画書その他の政令で定める文書）の内容に異動があった場合には、異動後の文書を提出すること。